

日産自動車(株)から貸与された電気自動車の納車式を行いました

日産自動車(株)から電気自動車「e-NV 200」が3年間無償貸与されることに伴い、3月14日に納車式が行われ、埼玉日産自動車株式会社代表取締役社長の森弘昭氏から工藤市長にゴールデンキーが手渡されました。

この式典は、二酸化炭素の削減だけでなく、走る蓄電池として活用できる多目的商用バン「e-NV 200」のさらなる普及を進めるため、日産自動車(株)が実施した「EVをもっと身近にプロジェクト！電気自動車活用事例創発事業」に本市が応募し、採択されたことにより開催されたものです。今後はこの電気自動車を、行田市教育委員会文化財保護課が行う遺跡の試掘調査に活用していきます。

この車両を活用することにより、省エネ・創エネのまち「行田エコタウン」の創出や「古代から未来へ夢をつなぐまちぎょうだ」の新たな一歩となることが期待されます。

▶**問い合わせ** 式典や本事業については環境課環境政策担当☎556-9530、活用方法については文化財保護課文化財保護担当☎553-3581



納車式に参加し、笑顔を見せる森弘昭社長(左)と中央日産株式会社の古林孝章エリアマネージャー(右)

合併処理浄化槽設置補助金を交付します

市では、河川の水質向上のため、し尿の他に台所や洗濯、風呂などの生活雑排水を合わせて処理する合併処理浄化槽への転換設置者に補助金を交付しています。補助金を希望する方は、内容を確認の上、手続きをしてください。

▶手続きおよびスケジュール

実施時期	手続き
4月1日～28日	事前申込書提出
5月上旬	公開抽選会および抽選結果通知(予算額を超える事前申し込みがあった場合に実施)
5月中旬	浄化槽設置届、補助金交付申請書提出
6月上旬	補助金交付決定通知(交付決定後に、設置工事に着手すること)

※環境課で配布している各種様式(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、直接同課へ提出してください。

▶対象 次の全ての条件に該当する方

- ・単独浄化槽またはくみ取り便槽から転換して合併処理浄化槽を設置する方
- ・行田市生活排水処理基本計画における浄化槽処理区域において、主に住居を目的とした住宅(居住部分の床面積が全体の床面積の2分の1以上)にお住まいの方
- ・住宅を借りている場合、賃貸人から合併処理浄化槽の転換設置の承諾を得ている方

▶補助金額(設置費、処分費、配管費の合計額が補助金額)

区分	交付金額	交付金額(※市内業者施工)
設置費	5人槽	352,000円
	7人槽	434,000円
	10人槽	568,000円
処分費	既存単独浄化槽	90,000円
	既存くみ取り便槽	60,000円
配管費		150,000円

※浄化槽設備士が所属する設置工業者が市内業者の場合、設置費に20,000円の上乗せ補助を行います。

▶その他

- ・転換設置が条件になりますので、新築などの建築確認申請を伴う場合は、補助の対象になりません。
- ・設置工事は補助金交付決定後に着手してください。事前に着工された場合、補助の対象になりません。
- ・この補助を受ける方は、原則、既存単独浄化槽またはくみ取り便槽を撤去してください。
- ・予算の範囲内での補助となりますので、年度途中で終了する場合があります。
- ・きれいな河川をよみがえらせるため、保守点検や清掃の他に法律で定められている法定検査(7条・11条)を受けてください。

▶**申し込み・問い合わせ** 環境課環境政策担当☎556-9530

地球にやさしい行田エコタウン ～各種補助金を支給します～

次の各補助金は、いずれも予算の範囲内での補助となりますので、予算額に達した場合は受付期間中でも終了します。なお、補助金申請状況は市ホームページで公開(週1回程度更新)します。

住宅用太陽光発電システム設置補助金

▶対象

- ・自らが居住する市内の住宅に電力を供給する目的で、1キロワット以上の発電システムを設置する方
- ・市税の滞納がない方
- ・建築基準法、都市計画法などの違反がない方
- ・行田市住宅改修資金補助金の交付を受けていない方
- ・市内業者との請負により設置する方

▶**補助金額** 1件につき8万円

▶**申請方法** 環境課で配布している申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、4月1日(金)～平成29年2月10日(金)に直接同課へ提出してください。なお、既に設置および工事に着手している太陽光発電システムは補助の対象となりません。必ず着工前に申請をしてください。

▶**補助予定数** 30件(先着順)

電気自動車等導入補助金

▶対象

- ・市税の滞納がない市民および市内に本社、支社または事業所を有する事業者
- ▶**補助対象となる自動車**
- ・新車の電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車であること
 - ・使用の本拠が市内にあること
 - ・リースによる導入でないこと

▶補助金額

- ・1台につき10万円

▶**申請方法** 環境課で配布している申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、4月1日(金)～平成29年2月10日(金)に直接同課へ提出してください。なお、契約済みの電気自動車などは補助の対象となりません。必ず契約前に申請をしてください。

▶**補助予定数** 15件(先着順)

住宅用高効率給湯器設置補助金

▶対象

- ・自らが居住する市内の住宅に、未使用の補助対象給湯器を設置する方
- ・市税の滞納がない方
- ・建築基準法、都市計画法などの違反がない方
- ・行田市住宅改修資金補助金の交付を受けていない方

▶補助対象給湯器および金額

【ガスエンジン給湯機(エコウィル)】1台につき2万円

【燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)】1台につき5万円

▶**申請方法** 環境課で配布している申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、4月1日(金)～平成29年2月10日(金)に直接同課へ提出してください。なお、既に設置および工事に着手している補助対象給湯器は補助の対象となりません。必ず着工前に申請をしてください。

▶**予算額** 150万円

▶**問い合わせ** 同課環境政策担当☎556-9530

新 住宅用蓄電池設置補助金

▶対象

- ・自らが居住する市内の住宅に、未使用の蓄電池を設置する方
- ・市税の滞納がない方
- ・建築基準法、都市計画法などの違反がない方

▶補助金額

- ・1件につき5万円

▶**申請方法** 環境課で配布している申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、4月1日(金)～平成29年2月10日(金)に直接同課へ提出してください。なお、既に設置および工事に着手している蓄電池は補助の対象となりません。必ず着工前に申請をしてください。

▶**補助予定数** 10件(先着順)

